ロ　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ハ　入札参加資格結果通知日の前日から落札者決定日までの期間において、財務省（各財務局及び財務支局、国税庁及び各国税局、税関及び沖縄総合事務局を含む。）並びに財務省関東財務局管内の地域を指定区域とする独立行政法人を含まない国の諸機関より同一業種に起因する指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。

ニ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立を含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。

ホ　当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

ヘ　応募グループの構成員のいずれか又は単独企業が、他の応募グループの構成員として参加していないこと。

ト　本事業に係る事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

チ　本事業の土地利用計画策定設計業務を受託した株式会社浦野設計又はこの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

リ　経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑶　入札参加希望者の資格等要件

イ　設計担当企業

㈠　平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築士事務所」のＡ等級に格付けされている者であること。

㈡　建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

㈢　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであり、地階を除く階数が５以上かつ延べ面積が1500㎡以上である建築物の設計実績があること。

ロ　建設担当企業

㈠　建設担当企業が１者の場合は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築一式工事」のＡ等級に格付けされており、当局の付与数値が1400点以上である者であること（経常建設共同企業体及び事業協同組合を含む。）。建設担当企業が特定ＪＶを結成した２者又は３者の場合は、それぞれが同業種区分が「建築一式工事」のＡ等級に格付けされている者であり、うち１者は当局の付与数値が1300点以上である者であること。なお、特定ＪＶの構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上70%以下（３者の場合は20%以上60%以下）の範囲内で構成されていること。

㈡　工事現場に専任の現場代理人を配置できる者であること。

㈢　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有して営業年数が３年以上ある者であること。

㈣　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る直接的かつ恒常的な雇用関係のある監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を工事現場に専任で配置することができる者であること。なお、特定ＪＶの構成員にあっては、各々が監理技術者等を工事現場に専任で配置することができる者であること。

㈤　平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の(a)から(c)に該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有する者であること。なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成11年度以降に、その全部の引渡しを行った建築物で、次の(a)及び(d)に該当する建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）を有する者であること。

(a)　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

(b)　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一(い)欄(二)項に掲げる用途に供するものであること。

(c)　地階を除く階数が５以上かつ延べ面積が1500㎡以上であること。

(d)　地階を除く階数が３以上であること。

３　入札手続等

⑴　担当部局　関東財務局管財第１部宿舎建設計画課　〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館18階　電話048―600―1207（ダイヤルイン）

⑵　入札説明書等の交付期間及び場所

イ　期間　平成21年９月１日（火）から平成21年10月13日（火）午前９時から午後５時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

ロ　場所　上記３⑴に同じ

⑶　入札参加資格確認申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

イ　期間　平成21年10月19日（月）から平成21年10月21日（水）午前９時から午後５時まで

ロ　場所　上記３⑴に同じ

ハ　方法　持参すること。

⑷　入札提出書類の提出期間、場所及び方法

イ　期間　平成21年11月27日（金）から平成21年12月２日（水）午前９時から午後５時まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）郵送する場合は、平成21年12月１日午後５時（必着））

ロ　場所　上記３⑴に同じ

ハ　方法　持参又は郵送（「簡易書留郵便」又は「書留郵便小包」とする。）すること。

⑸　開札の日時及び場所

イ　日時　平成21年12月３日（木）午前10時00分

ロ　場所　埼玉県さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館18階会議室

４　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札心得書及び契約条項を示す場所　上記３⑵ロに同じ

⑶　入札保証金及び契約保証金

イ　入札保証金　免除

ロ　契約保証金

㈠　工事請負契約　納付　ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業者の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

㈡　設計業務委託契約　納付　ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業者の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認申請書添付資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　本事業に直接関連する他の工事の業務委託契約や請負契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無